

旧両町の決算状況について

町の一般財源(自由に使えるお金)のうち主たる歳入は地方交付税等(歳入の78%)と町民税(13%)と基金(貯金剰余金)(9%)で、歳出のうち必ず支払わなければならないものは人件費(14.5%)、公債費(借入金支払額)(35.7%)、補助費(19.2%)、物件費(10.6%)、扶助費(1.2%)、維持補修費(0.9%)、国保、上下水道、老人保健等、繰出金(町負担金)(13.7%)、その他(4.2%)で、必ず必要な費用を歳入で割った比率が経常収支比率です。(平成17年度奥出雲町予算)

この比率(下段グラフ参照)が低いほど財政に余裕があり、基金に積み立てたり多くの投資事業の財源になったりします。

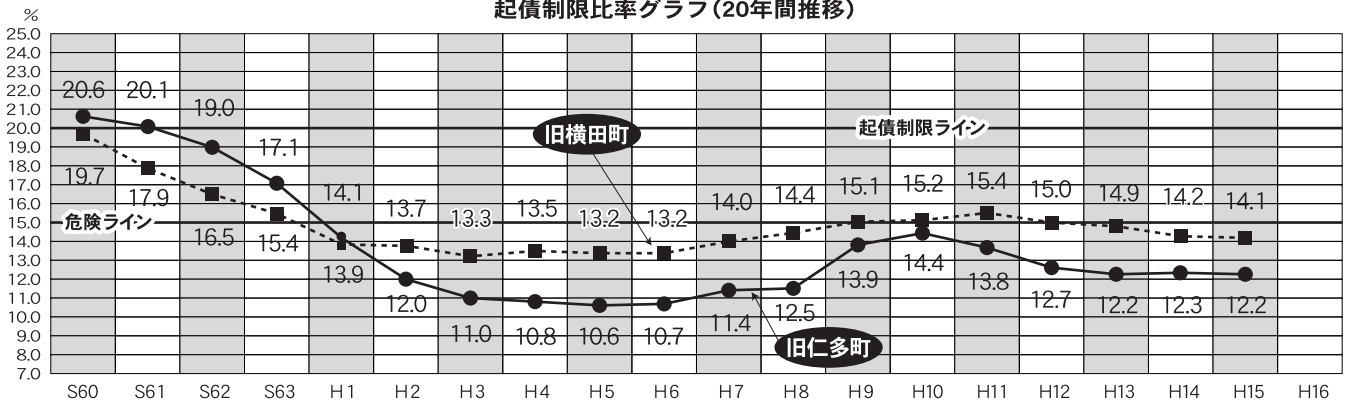
歳入から歳出を引いて、余裕が出たら貯金にあたる基金(財調・減債)に積立て、不足したら基金を取り崩して歳入に補填し財政運営をしますが、すべての投資事業(道路改良、建物等建設事業)は国の補助金と国が一部負担する起債をもって実施すべきで、一般財源(町の独自なお金)のみで建設事業をすることはありません。

歳出の中で人件費等を多く支出している市町村は、財源に余裕がないため基金が少なく、投資事業ができていません。したがって、起債残高(借入金)も少なく、起債制限比率も低くなりますが、社会資本整備が遅れています。国の補助金、起債(借入金)の残高が多い市町村ほど、施設整備ができていますというように理解して下さい。

ただし、事業を多くしますと毎年の借入金の返済が多くなりますので、できるだけ歳出の各費目の削減を図り、基金に積立てるような財政運営をしなければなりません。

基金を積立てていれば、後年度支払う公債費(借入金)の一括繰上げ償還ができますので、その年度以降の公債費の支払額が少なくなり、より多くの建設事業ができます。その目安が、借入金その年の返済額を標準財政規模(地方税+地方交付税等)で割った比率である起債制限比率です。危険ライン(15%)を超えないよう、健全財政運営が求められています。

起債制限比率グラフ(20年間推移)



新町では、一部事務組合(斎場、ゴミ焼却施設等)が解散し、その起債(借入金)を町の借入金(14億1千万円)に振替ましたので、奥出雲町としては起債制限比率が15.1%となりました。

経常収支比率グラフ(20年間推移)

